

さいたま市告示第 1454 号

さいたま市総合療育センターひまわり学園デジタルX線撮影装置賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年9月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市総合療育センターひまわり学園デジタルX線撮影装置賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市西区三橋6-1587 さいたま市総合療育センターひまわり学園

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に業種「賃貸」、営業品目「医療機器」で登載され、引き続き同業務で、令和9・10年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

- (7) 国（独立行政法人を含む）若しくは地方公共団体と同種の賃貸借契約を2回以上にわたって締結し、これらについて、令和6年4月1日以降において履行を完了したもの又は告示日現在にお

いて1年を超えて履行中のものを有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

さいたま市ホームページURL

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/005/p132489.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和8年9月24日（木）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年9月24日（木）まで

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市西区三橋6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

担当 管理係 電話 048（622）1211

(2) 交付日時

令和8年9月30日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、郵送により提出した場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年10月1日（木）から令和8年10月5日（月）まで（郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送による場合の入札書の提出先

〒331-0052 さいたま市西区三橋6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年10月6日（火）午前9時30分

イ 場所

さいたま市西区三橋6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

電話 048（622）1211 FAX 048（622）4359

(8) 業務を担当する課

さいたま市西区三橋6-1587

さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園医務課

電話 048（622）1734 FAX 048（622）4359

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。